

岡東浄化センター

脱水ケーキ堆肥資源化搬出処理業務委託
(その3) (単価契約)

仕 様 書

令和8年度

岡山市下水道河川局下水道施設部
下水道施設管理課 (東部)

第 1 章 総 則

(適用と概要)

第 1 条 本仕様書は、岡山市の岡東浄化センター脱水ケーキ堆肥資源化搬出処理業務委託（その3）（単価契約）に適用し、岡東浄化センターで発生した脱水ケーキを適切に堆肥資源化を行うことを目的とした運搬・処理業務（以下「業務」という。）の実施について必要な事項を定める。受託者は、浄化センター等の機能を充分達成できるよう契約書、仕様書、その他関係書類に基づき、能率的、経済的、且つ安全に業務を履行しなければならない。

(事前協議)

第 2 条 受託者は、本業務の契約締結後、すみやかに工程・手順等について監督員及び関係者と協議・打合せすること。

(疑問等)

第 3 条 受託者は、業務履行に際して疑問が生じた場合は、その都度監督員と協議すること。また、履行方法・手順等については、監督員の指示に従うこと。

(業務責任者)

第 4 条 受託者は、本業務における業務責任者を定め、本市に届け出を行い、円滑な委託業務の履行を管理すること。

(再委託の禁止)

第 5 条 受託者は、委託された産業廃棄物処分及び収集・運搬の全部又は一部を第3者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、岡山市が必要と定める事項について書面による承諾を得て、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める再委託基準に従う場合はこの限りではない。

(弁償・復旧)

第 6 条 受託者は、本業務履行中、本市既設工作物等に損害を与えた場合、受託者において同等品以上をもって弁償・復旧すること。

(検査)

第 7 条 検査員の検査に合格しない場合、受託者は、遅滞なく不良個所の再履行を行い、検査員の再検査を受けること。

(安全対策)

第 8 条 受託者は、本業務の履行に際して労働安全衛生法等関係法規を遵守し、所定の安全対策を施し、事故防止に万全を期すること。

(処理数量の算定及び委託代金の支払い)

第 9 条 本業務費の支払いは、月末締め翌月払いとする。詳細は、契約書のとおり。

(提出書類)

第 10 条 受託者は、本業務について次の書類を提出すること。

1 委託業務契約時に提出する書類

- (1) 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業許可証の写し（契約書に綴ること）
- (2) 委託契約書
- (3) その他監督員の指示による必要な書類

2 委託業務着手時に提出する書類

- (1) 委託業務着手届
- (2) 委託工程表
- (3) 業務責任者
 - 普通肥料販売業届出書（写）
 - 堆肥化設備の仕様書・資料・図面（付属機器含む）
 - 環境保全対策等の資料
 - 契約時における銘柄登録証（写）（申請書類・試験結果含）
 - 堆肥の生産・販売計画表（当年度分）
 - 運搬経路図
 - 連絡体制表
 - 収集運搬車両の番号及び構造図
 - 計量証明事業者証明証等（写）
 - 他社の計量器を借りる場合は、その契約書（写）

その他監督員の指示による必要な書類

3 委託期間中に提出する書類

- (1) 収集運搬・処分業務報告書及びマニフェスト
- (2) その他監督員の指示による必要な書類

4 委託業務完了時に提出する書類

- (1) 委託業務完了届
- (2) 委託業務写真帳
 - ・岡東浄化センター積込搬出状況
 - ・受入設備への投入状況
 - ・堆肥原料化工程
- (3) 堆肥の生産・販売実績表(当年度分)
- (4) その他監督員の指示による必要な書類

5 行政的指導・処分を受けた時に提出する書類

- (1) 指導・処分に関しての命令書(写)
- (2) 指導又は命令書に対する対応事項の内容書類

6 その他

- (1) 計量伝票(計量毎に提出)
- (2) マニフェスト伝票（業務終了毎）
- (3) 作業完了報告書(毎月末)

第 2 章 履 行 細 則

(目 的)

第 1 条 浄化センターより発生した脱水ケーキを資源として有効に利用するために収集運搬・堆肥資源化処理を行うもの。

(業務の内容)

第 2 条 業務の主な内容は、岡東浄化センター（岡山市東区升田 6 1 4 番地 1 1）の汚泥ホッパ（ホッパ容量10m³×6基）から排出する脱水ケーキを資源として有効に利用するため、適正に運搬、堆肥資源化を行うものである。

2 脱水ケーキの性状及び取り扱いの注意事項。

(1) 性 状

産業廃棄物 汚泥（含水率 8 0 %前後の未消化下水汚泥であり臭気を有する。なお、特別管理産業廃棄物には該当しない。汚泥の中には、高分子凝集剤、ポリ硫酸第 2 鉄が含まれる。

(2) 取り扱いの注意事項

保護具の着用（手袋・マスク等）・手洗いの励行。

(関係法令の遵守)

第 3 条 受託者は、業務の実施に当たり、下水道法、労働基準法、肥料取締法、道路交通法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律のほか、貨物利用運送事業法、道路運送法等の輸送に関する諸法令、施行令、通達等を遵守しなければならない。

2 受託者が前項に重大な違反をしている事実が判明した場合は、契約を解除する。

3 関係機関より各法令により改善命令・措置命令等の指導を受けた場合は、速やかに対応し、内容等を書面をもって遅滞なく委託者に通知しなければならない。

(準備作業)

第 4 条 受託者は、令和 8 年 4 月 1 日から脱水ケーキの堆肥資源化等が円滑に実施できるよう、契約後直ちに、脱水ケーキ運搬車両等の手配並びに関係機関への届出・通知・協議等、準備作業を開始するものとする。なお、運搬車両等手配に当たっては、現地確認を十分行うものとする。また、委託者が運搬・処理先の市町村に対し事前通知するための作成資料について、協力するものとする。

(運搬及び処分業務)

第 5 条 第 2 条に掲げる業務は次のとおりとする。

(1) 脱水ケーキ運搬

岡東浄化センターから堆肥資源化工場までの運搬

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項に基づく産業廃棄物収集運搬業許可（汚泥）を有する者が行うこと。
- ・ 脱水ケーキを運搬する車両は、汚泥積載量が 9 トン程度の汚泥専用コンテナ又は水密性天蓋付ダンプ等の廃棄物の飛散、臭気の漏洩のない構造を有していること。
- ・ 受託者は、事前に委託者へ運搬車両の車両番号、構造図を提出した後に運搬を行うこと。

・受託者は、事前に委託者に運搬ルートを提出すること。

・運搬数量・頻度

1, 000トン／年以内

1回当たりの運搬量 9～10トン（平均）

1日当たりの運搬回数 平均0～1回（最大2回）

搬出日 日曜日・12月31日～1月2日を除く市の指定する日

搬出時間 原則として、8：30～14：00とする。天災等の事情により搬出時間が守れない場合は、事前に本市に連絡を行い確認をとること。

清掃 脱水ケーキ積み込み後、ホッパ周辺の清掃を行うこと。

（2）堆肥資源化処理

脱水ケーキの堆肥資源化処理

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項に基づく産業廃棄物処分業（中間処理）の許可を有する者が行うこと。
- ・搬入された脱水ケーキ全量について堆肥処理を行い堆肥原料とすること。
- ・脱水ケーキの貯蔵及び堆肥原料化工程においては、廃棄物の飛散、臭気の漏洩のないよう周辺環境の保全に努めること。
- ・契約期間中はいつでも本市による立入調査ができるものとする。

（銘柄の登録若しくは登録変更）

第6条 受託者は、契約後、銘柄の登録を行っていない場合若しくは登録に変更がある場合は、速やかに手続きを行うこと。

（産業廃棄物マニフェストの使用）

第7条 脱水ケーキの処理委託には、その適正な処理を確認するため、委託者が発行した産業廃棄物管理表（以下「マニフェスト」という）を使用する。

2 「マニフェスト」は原則として電子マニフェストを使用する。

（委託業務量の確認）

第8条 業務委託数量の確認は、計量伝票により行うこと。

2 排出する脱水ケーキの数量は、計量証明事業者の計量装置によるものとし、ケーキ搬出伝票及びマニフェストにその量を記載すること。

3 受託者の所有する計量装置により計量を行う場合は、定期検査合格証明証（写）（2年以内）を提出すること。

4 受託者以外の者が所有する計量装置により計量を行う場合は、定期検査合格証明証（写）（2年以内）を提出すること。計量証明書の発行は、受託者で行うこと。

（製品の確認）

第9条 受託者は、銘柄の登録・変更にともない植害・成分・含有試験を行った場合は、その都度試験結果を監督員に提出すること。

（緊急事態発生時の対応）

第10条 受託者は、収集運搬については、関係法令・法規等の遵守はもとより交通事故防止に努め

ることとする。このため、交通事故防止を目的として、自動車の整備、交通安全啓発活動等を積極的に実施すること。

- 2 受託者は、設備機器等の重大な事故・故障等により、中間処理、堆肥資源化が長時間運転不能の場合、他の工場等によるバックアップが可能となる体制を整えておかなければならない。また、修理・点検等により、一時的に処理を中断する場合には、委託者にその旨を事前に書面をもって通知しなければならない。運搬についても同様とし、運搬・処理処分に支障があってはならない。
- 3 緊急事態発生時の内容及び対応措置についての報告を、速やかに書面をもって提出し、本市の承諾を得なければならない。
- 4 万が一の交通事故発生においては、前項同様速やかに報告を行うとともに、第三者に損害を及ぼしたときは、損害に対して十分な措置を行うものとする。また、これらの損害賠償等は、自動車損害賠償保障法等に準拠して、誠意をもって当たることとし、全て受託者の責任において行うものとする。ただし、事故原因が委託者の責に帰すべき事由により生じた場合にはこの限りではない。
- 5 契約解除の場合、堆肥化未了の脱水ケーキの処分については、本市の承認を受けた後、受託者の責任において適正処分すること。

(秘密保持等)

第 11 条 受託者は、当該委託契約履行上知り得た秘密を、他人に漏らしてはならない。

(履行期間)

第 12 条 本業務の履行期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(疑義等)

第 13 条 本仕様書に疑義を生じた場合には、両者協議の上定めるものとする。

(注意事項)

第 14 条 委託業務履行上の注意は次のとおり。

- 1 浄化センターの運転管理上において排出数量に増減があった場合、増減量に対応した業務履行を行うこと。
- 2 運搬経路及び工場周辺の住民とはトラブルをおこさないこと。
- 3 岡東浄化センター搬出入ルートは、岡山県道215号江崎金岡線から百間川土手沿いを制限速度遵守で通行し、途中のボックスカルバートに於いては、徐行の上、岡東浄化センターへ入退場すること。
- 4 脱水ケーキを直接取扱う場合は、保護具（手袋・マスク等）を着用し、手洗いを励行すること
- 5 運搬時における臭気および飛散対策は、十分に行うこと。
- 6 脱水ケーキ積み込みは係員の立会指示に従い行うこと。